

再意見書

平成 23 年 3 月 4 日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

このたびは、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する再意見の募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

再意見提出者 ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

項目	意見提出者	該当部分	再意見
1. NGN の在り方について	KDDI	<p>NGN は、競争事業者との接続を前提とせずに、NTT 東・西の光アクセス回線と一体として構築されており、他の事業者が新たに接続を行うにあたって、多額の網改造費等の負担を求められる等、活用業務の認可条件である「公正競争環境の確保」を満たしていません。したがって、競争促進のためには、NGN についての活用業務認可を本来は取り消すべきであり、まずは NTT 東・西の責任において網改造費を必要とせずに他の事業者が接続可能な網に構築し直すべきと考えます。</p> <p>また「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」最終報告書(平成 22 年 12 月 14 日)において、NTT の業務範囲の弾力化の方向が示されましたが、上記の例に限らず、公正競争に支障を生じていないかを十分に検証することが先決です。</p>	<p>KDDI 殿の述べるとおり、NTT 東西殿の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)はボトルネック設備と一体で構築されている第一種指定電気通信設備でありながら、他事業者との接続が考慮されておらず、公正競争環境が確保されているとは言い難いといえます。</p> <p>NTT-NGN 収容ルータに収容されるユーザは、コア網として NTT-NGN 以外の網を選択できないという状況を是正し公正競争環境を確保するため、本変更案に対する弊社共意見書(平成 23 年 2 月 17 日提出)で述べたとおり、NTT-NGN においても PSTN と同様に GC 接続機能と同等の機能を設定すべきと考えます。</p>
2. NGN イーサネット接続料について	KDDI	<p>NGN イーサネットについては、他事業者との接続を想定しない前提で設計されていることにより、他の事業者が新たに接続を行うにあたって、多額の網改造費等の負担を求め</p>	<p>イーサネット伝送機能については、網使用料のほか、接続開始にあたり多額の網改造費を要することや、最低速度品目でも10Mとなっているため多くの需要を見込めず、</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
		<p>られている状況にあります。</p> <p>NGN はボトルネック設備と一体で構築されている第一種指定電気通信設備であり、本来は他の事業者が利用することを当初から想定し、追加的な網改造費を必要とせず、他の事業者が接続可能な網として構築されるべきであり、NTT 東・西と他の事業者の同等な利用環境が担保されることが必要です。</p>	<p>結果として他事業者との接続実績がない状態となっています。従って接続を推進するために、低速品目等設定することにより接続事業者が利用しやすいメニューを設定すべきと考えます。</p>
3. 乖離額調整制度	KDDI	<p>そもそも現行接続料規則上は、将来原価方式について、申請者である NTT 東・西が自らの経営情報や経営判断に基づき接続料算定するものであり、予測と実績の乖離が発生した場合は申請が自ら責任を負うべきものという考え方に立って、乖離額調整を認めていません。</p> <p>また、NGN で提供するひかり電話やイーサネットの接続料水準は、需要の大半を占める NTT 東・西の利用動向に左右されるため、乖離額調整を行うと、NTT 東・西の事業運営結果次第で接続料が上昇することになり、競争事業者にとって事業の予見性を著しく欠くこととなります。したがって、競争促進のためには乖離額調整は特例であっても認めるべきではありません。ましてや、恒常的な制度とすべきではありません。</p> <p>なお、今回、平成 21 年度分の乖離額調整も合わせて申請されていますが、過去に認可された接続料を遡及精算することは制度として不相当であると考えます。</p>	<p>乖離額調整については、NTT東西殿においてコスト削減インセンティブが働かないこと、NTT東西殿において接続事業者に対して価格コントロールを働かせることが可能となること、本申請における需要予測はNTT東西殿自身が行っていること、接続事業者における予見性がなくなること等の理由から、認められるものではないと考えます。</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
	イー・アクセス /イー・モバイル	<p>将来原価方式の意義は、新規かつ今後相当の需要が見込まれるサービスについて、将来的な需要増を見込みコスト削減を加味することで、NTT 東西に対し計画的かつ効率的な設備構築を促すとともに接続事業者にとって合理的な接続料が設定され、当該サービスの普及・拡大に有効な役割を果たすものと理解しています。今般の乖離額調整の制度化については、実績と予測が乖離した場合のリスクを接続事業者が常態的に負担することになり、NTT 東西のコスト削減インセンティブが有効に機能しないこと、接続事業者にとっての接続料の予見性が失われること、ドミナントである NTT 東西が容易に接続事業者のコスト構造をコントロール可能な状況になることなど、多くの課題が存在しますので、公正な競争環境への影響、ひいては利用者利便を阻害する可能性があることを十分に考慮すべきと考えます。</p> <p>また、NGN については、そのアクセスとして利用される光回線の利用が増えない限り、需要が増えないという内在的な問題を有しておりますので、‘光の道’構想や、今般の接続委員会での光アクセスの接続料金の検討状況をふまえつつ、NGN に関する接続料算定の在り方を改めて見直すべきであり、現時点においては、乖離額調整の制度化は見合わせるべきであると考えます。</p>	

項目	意見提出者	該当部分	再意見
4. スタックテスト			<p>『「光の道」構想実現に向けて－基本的方向性－』(H22.5.18)、『「光の道」戦略大綱』(H22.8.31)及び「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方」答申(H22.12.14)により、光IP電話を提供することにより加入電話の提供を行わないことができるよう、電気通信事業法施行規則等の一部が改正される予定です。この改正を受け、適格電気通信事業者であるNTT東西殿には、加入電話の住宅用基本料額の最高額(1700円)を超えない料金で光IP電話単独サービスの基本料金等を早期に設定することが求められています。この場合において、光IP電話市場がNTT東西殿による独占とならないよう、電気通信の健全な発達、特に公正な競争環境の観点からスタックテスト等により、接続料水準との関係が厳しくチェックされるべきと考えます。</p>